

公益通報事案に係る再調査の状況について

1 要旨

令和 3 年 1 1 月 3 0 日に公益通報のあった「国庫補助災害復旧工事に係る偽造文書作成に関する通報」の再調査状況について、報告する。

2 経緯

- (1) 4 月 17 日、「県が受けた公文書の偽造を訴える公益通報について、地権者への聞取りを行うことなく、事実の有無を特定できなかったとの調査結果をまとめた。」との新聞報道があった。
- (2) 同日夕方、上記(1)の報道内容については事実であるとして、再調査に着手する旨を公表した。
- (3) 5 月 8 日、再調査において現時点で判明している内容について、「3 再調査の内容等」のとおり公表した。

3 再調査の内容等

- (1) 今回新たに行った調査
 - ・ 関係職員の出張記録の確認
 - ・ 協力を依頼したとされる地権者の連絡先を確認するため、登記簿の確認
 - ・ 登記簿に記載されている地権者に県と協議したことがあるかを確認
- (2) 調査により判明した内容
 - ・ 協議録に記載の職員のうち、協議があった日に出張した記録の無い者がいたこと
 - ・ 当該工事に係る協力をお願いしたとされる地権者が実際の地権者とは異なること
 - ・ 地権者の方から、協議を行った事実はないとの話があったこと
- (3) 認定内容

公益通報のあった事案に係る協議録について、その内容が事実でないこと

4 今後の対応

- (1) 当該文書の作成者や作成の経緯、また、当時の公益通報調査や判断プロセスの妥当性について、第三者が参画する形で調査・検証を行う（広島弁護士会に打診中）。
- (2) 調査結果を踏まえ、再発防止策や今後の公益通報制度の運用方法等について検討していく。